

東京都国民健康保険委員会資料

平成29年度の東京都国民健康保険調整交付金の
配分割合について

(諮問)

東京都福祉保健局

平成28年11月7日

目 次

1	都道府県調整交付金の変遷	1
2	東京都国民健康保険調整交付金について	2
3	東京都国民健康保険調整交付金の交付実績（平成27年度）	3
4	平成17年度 東京都国民健康保険委員会答申	4
5	平成24年度 東京都国民健康保険委員会答申	5
6	平成26年度 東京都国民健康保険委員会答申	6
7	平成24年度の国民健康保険法改正の主な概要	7
8	高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業の概要	8
9	都道府県調整交付金配分ガイドラインの概要(平成24年7月改正)	9
10	保険財政共同安定化事業拡大の財政影響緩和策に関する区市町村との検討状況 （平成27・28年度の対応）	10
11	激変緩和措置の概要	11
12	制度改革後の都道府県調整交付金について	12
13	平成29年度東京都調整交付金配分割合に関する区市町村との検討状況	13
14	今回の東京都調整交付金配分割合の論点	14

1 都道府県調整交付金の変遷

<平成17年4月 国民健康保険法改正>

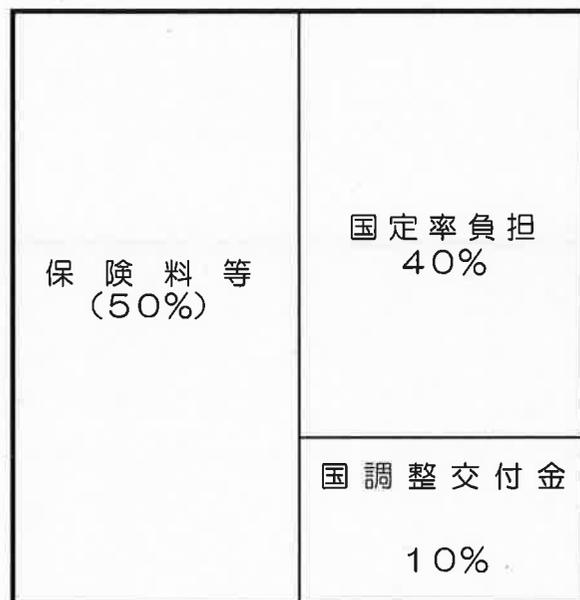
平成17年度の「三位一体改革」において、都道府県の役割を果たし、国民健康保険財政の安定化を図るため、医療給付費等の一部を都道府県が負担することとされた。

<平成24年4月 国民健康保険法改正>

都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる改正が行われた。

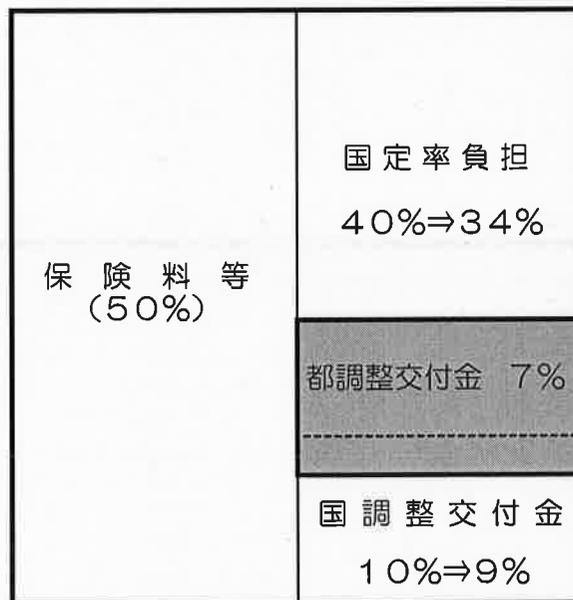
<平成16年度以前>

給付費等総額



<平成17年度から平成23年度まで>

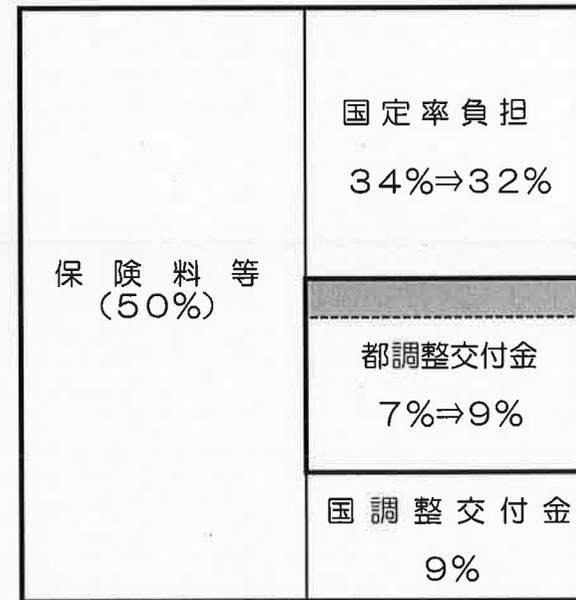
給付費等総額



■ 部分が新たな都の交付金となった。

<平成24年度以降>

給付費等総額



■ 部分が新たな都の交付金となった。

2 東京都国民健康保険調整交付金について

<根 拠>

- ・国民健康保険法
- ・東京都国民健康保険調整交付金条例
- ・東京都国民健康保険調整交付金条例施行規則

<交付金の種類>

交付金の種類は、普通調整交付金及び特別調整交付金とする。（条例第3条第1項）

◎ 普通調整交付金

- ・普通調整交付金の総額は、給付費等の6%相当額（条例第3条第2項）
- ・区市町村間の国民健康保険財政の格差を調整し、国民健康保険事業の安定的な運営を確保するために交付（条例第4条第1項）

◎ 特別調整交付金

- ・特別調整交付金の総額は、給付費等の3%相当額（条例第3条第3項）
- ・国民健康保険事業の運営の健全化に資する事業を行う区市町村及び災害その他特別の事情がある区市町村に対し交付（条例第4条第2項）

<平成28年度までの経過措置>

配分方法	条例本則		条例附則			
	普通調整交付金	特別調整交付金	普通調整交付金		特別調整交付金	
	定率分 及び 財政力格差調整分	事業健全化支援、 特別な事情への交付	定率分	財政力格 差調整分	激変緩和 定率へ 流用	事業健全化 支援、特別 な事情への 交付
配分割合	6%	3%	6%	0.3%	2%	0.7%

3 東京都国民健康保険調整交付金の交付実績(平成27年度)

1-① 普通調整交付金定率分(約629億円)

ア 普通調整交付金定率分(6%分:約485億円)

保険給付費等の6%を定率で配分

イ 特別調整交付金・激変緩和補填残額流用分(約144億円)

2-①激変緩和分の補填残額を定率分に流用して配分

1-② 普通調整交付金財政力格差調整分(0.3%分:約24億円)

財源不足額(需要額>収入額)がある保険者に交付 53保険者に交付

2-① 特別調整交付金激変緩和分(約18億円) [【参考】2%相当分:162億円]

保険財政共同安定化事業の対象医療費拡大による財政影響を激変緩和措置として補填

ア 1%超補填額 17.9億円(0.22%/2%)

イ 追加補填額 0.5億円(0.01%/2%)

2-② 特別調整交付金(0.7%分:約57億円)

- ・被保険者の健康保持増進、保険料(税)収入の確保、レセプト点検等適正な事業運営の推進への取組等を勘案して交付
- ・災害その他特別な事情等を勘案して交付

4 平成17年度 東京都国民健康保険委員会答申

諮問内容：東京都における都道府県調整交付金のあり方について

- 平成20年度に医療保険制度改革の実施が予定されていることを踏まえ、現時点で直ちに、各保険者の国民健康保険の財源構造を大幅に変更し財政運営を不安定にするようなことは避けるべき
- 今回の調整交付金の配分方法の決定は、当面の暫定措置と捉え、国の定率負担や調整交付金の減少による影響に配慮した上で、国民健康保険事業の健全化に向けた保険者の取組や、特別な事情などにきめ細かく対応すること

- 普通調整交付金を給付費等の6%相当の額とし、特別調整交付金を給付費等の1%相当の額とすることが妥当
- ただし、国の定率負担や調整交付金の減少による影響を考慮
 - ・ 当面、普通調整交付金は給付費等の6.3%相当の額とし、このうち給付費等の6%相当の額については、給付費等に対し定率で、同じく0.3%相当の額については、被保険者の所得、被保険者数、給付費等の保険者間における格差を是正するため配分し、
 - ・ 特別調整交付金は給付費等の0.7%相当の額とするべき
- 医療保険制度改革については、現在、社会保障審議会の医療保険部会で、新しい高齢者医療制度や保険者の統合・再編などについて検討が行われており、今後、同部会の検討結果などを踏まえ、調整交付金の配分について適切な見直しを行うことが必要

※ 以降、平成19年度及び21年度に国民健康保険委員会を開催し、制度見直しの検討が行われていること等から、経過措置を平成24年度まで継続

5 平成24年度 東京都国民健康保険委員会答申

諮問内容：平成24年度以降の東京都国民健康保険調整交付金の配分割合について

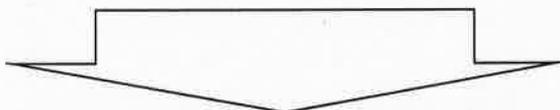
- 普通調整交付金と特別調整交付金の配分割合については、平成21年度の本委員会答申で、国による医療保険制度の見直し内容を踏まえた上で、改めて配分割合の見直しを検討することとされたところである。
- 平成24年度に引き上げられた都調整交付金2%は、平成27年度から事業拡大となる保険財政共同安定化事業の円滑な推進等を目的としていることから、国のガイドラインにおいて、特別調整交付金に位置付けることが考えられるとされている。また、この2%は、これまで、定率の国庫負担金として交付されていたものである。
- 社会保障制度改革国民会議における高齢者医療制度等の検討結果によっては、国民健康保険財政に影響するため、今後の動向を見極める必要がある。

- 
- 引き上げられた都調整交付金2%は、引き上げられた趣旨等を踏まえ、本則で特別調整交付金に位置付け、普通調整交付金は給付費等の6%相当の額、特別調整交付金は給付費等の3%相当の額とすることが妥当
 - しかし、保険財政共同安定化事業の拡大時期や調整交付金の配分割合のこれまでの経緯等も踏まえ、平成26年度までの経過措置として、普通調整交付金を給付費等の8.3%相当の額、特別調整交付金を給付費等の0.7%相当の額とすることが妥当
 - 保険財政共同安定化事業の円滑な拡大に向け、都調整交付金の活用方法について検討が必要であり、さらに、国による医療保険制度の見直しの検討状況を見極める必要があるため、改めて配分割合の見直しを検討することが妥当

6 平成26年度 東京都国民健康保険委員会答申

諮問内容：平成27年度以降の東京都国民健康保険調整交付金の配分割合について

- 普通調整交付金と特別調整交付金の配分割合については、条例本則では、普通調整交付金は給付費等の6%相当の額、特別調整交付金は給付費等の3%相当の額とされている。
- 平成26年度までの配分割合の経過措置の見直しは、平成27年度からの保険財政共同安定化事業拡大に向けた区市町村の財政影響緩和策に係る都と区市町村等との検討内容や、国における医療保険制度見直しの検討状況を踏まえて行う。

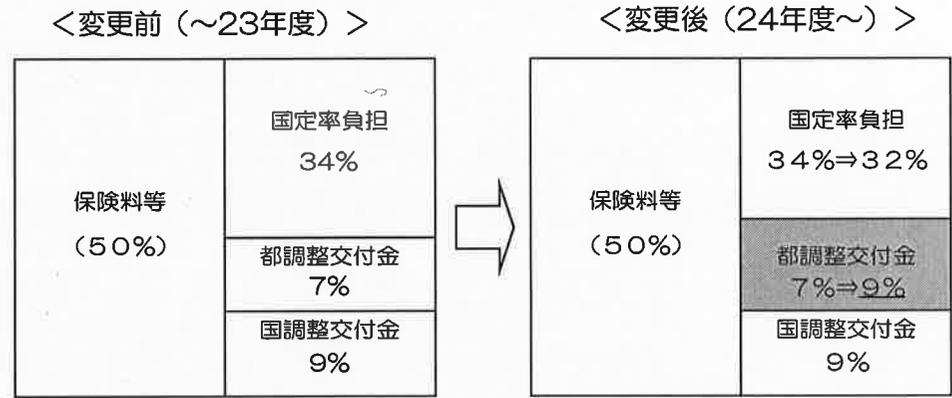


- 平成27年度以降の普通調整交付金と特別調整交付金の配分割合については、平成28年度までの経過措置として、普通調整交付金を給付費等の6.3%（定率分6%、財政調整分0.3%）相当の額、特別調整交付金を給付費等の2.7%（共同安定化事業拡大による財政影響に対する補填分2%、その他特別の事情分0.7%）相当の額とすることが妥当
- 共同安定化事業拡大による財政影響に対する補填に要する額が2%に満たない場合、区市町村保険者の意見を踏まえ、その残額は全て定率の普通調整交付金に流用して交付すべき
- 都は、国における国民健康保険の見直しの動向を踏まえ、必要な事項について、区市町村や関係団体等とともに十分検討を行っていくことが必要

7 平成24年度の国民健康保険法改正の主な概要

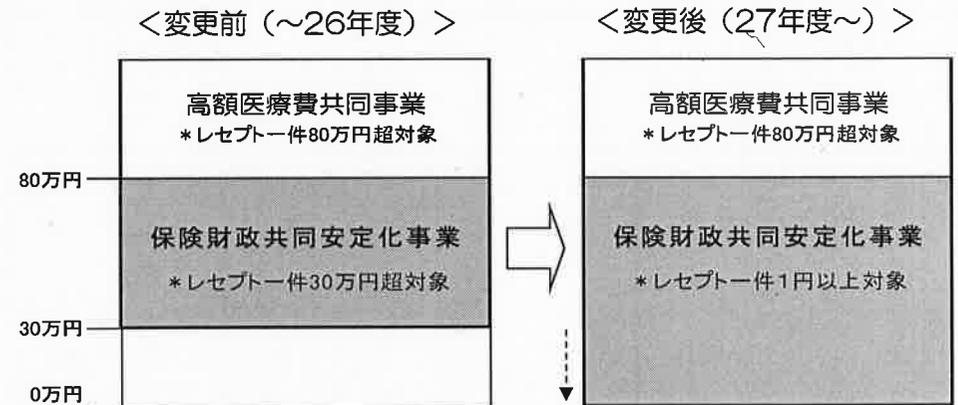
(1) 都道府県調整交付金割合の引上げ 7%→9% (平成24年4月施行)

- 都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業拡大の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。



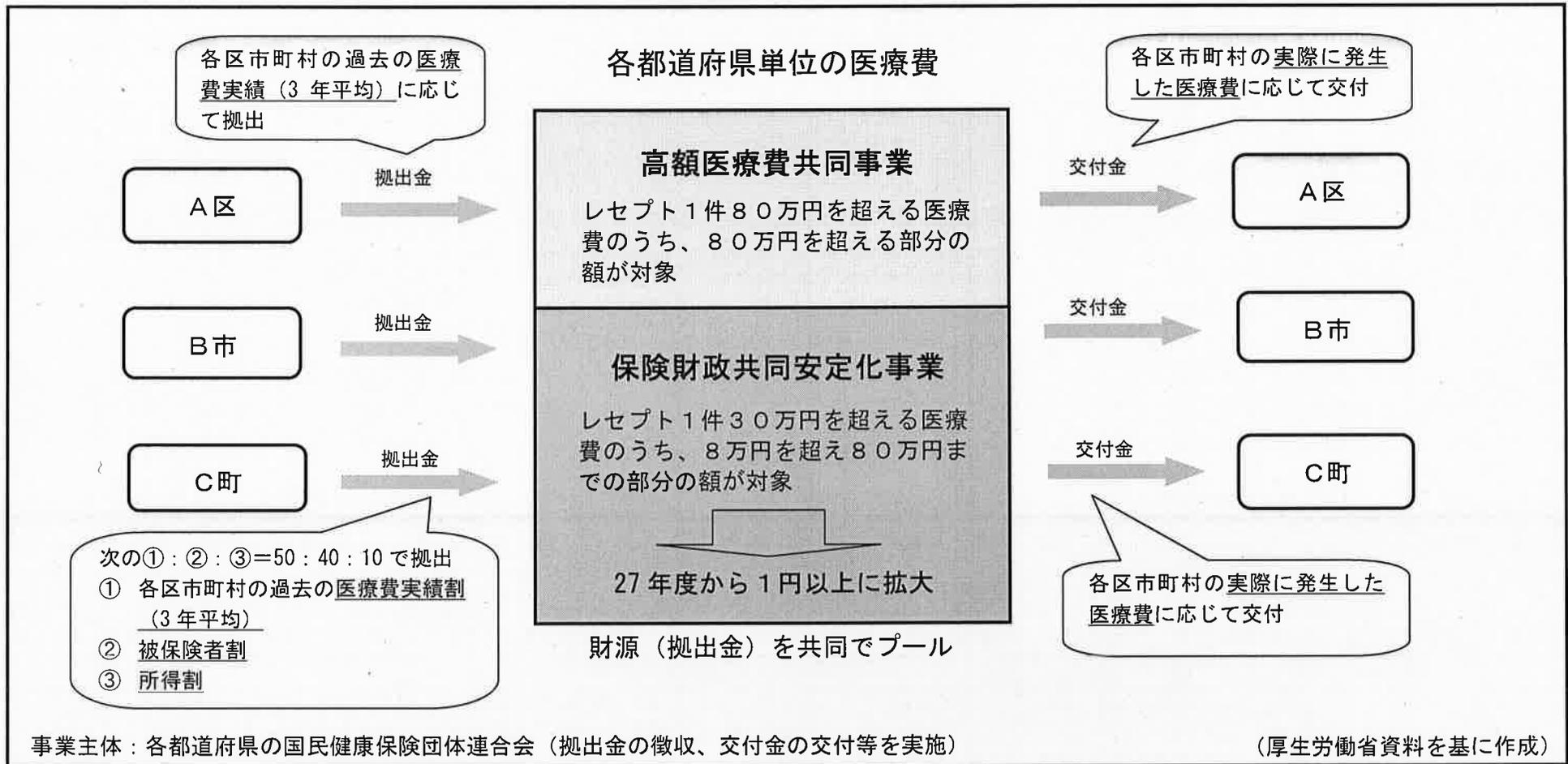
(2) 保険財政共同安定化事業の拡大等 (平成27年4月施行)

- 平成26年度まで暫定措置として実施している高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業を恒久化する。
- 保険料の平準化や財政の安定化を図るため、区市町村の拠出により行う保険財政共同安定化事業の対象医療費をレセプト1件30万円超から、1円以上（＝全医療費）に拡大



8 高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業の概要

- 高額医療費共同事業：国保財政の急激な影響の緩和を図る
- 保険財政共同安定化事業：区市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図る



9 都道府県調整交付金配分ガイドラインの概要（平成24年7月改正）

○ 都道府県による財政調整の意義

都道府県が都道府県の実情に即し、市町村の安定した保険運営に向けて市町村間の財政調整を行う。

○ 都道府県調整交付金の分類

- ・ 1号（普通）交付金：一定の算式（ルール）をもって行う調整
- ・ 2号（特別）交付金：一定の算式（ルール）による調整では対応できない、地域の特殊な事情に応じた調整

○ 基本的な考え方

<1号交付金>

- (1) 被保険者規模や医療費（給付費）水準・所得水準等に応じて調整する方法
- (2) 給付費に比例して配分する方法

<2号交付金>

- (1) 地域の実情に応じた国保財政の広域化、安定化のための取組を促進
 - (2) 地域の特殊な事情に応じたきめ細かい調整
- ※ 保険財政共同安定化事業において、拠出金額が交付金額を上回る場合の激変緩和措置（具体的には、拠出超過額と交付金額の1%相当額との差額を補填）

○ 1号交付金と2号交付金の割合

- (1) 保険財政共同安定化事業の拡大を円滑に進める等のために増額した都道府県調整交付金（2%相当額）については、2号交付金として位置付け ⇒ （1号：2号 = 拡大前6：1、拡大後6：3）
- (2) 平成26年度までの間は1号交付金と同様の交付も可能
- (3) 1号交付金と2号交付金は、相互流用も可能

10 保険財政共同安定化事業拡大の財政影響緩和策に関する区市町村との検討状況 (平成27・28年度の対応)

【区市町村との検討体制】

平成25年度から26年度まで、区市町村代表者と都等で構成する「東京都国民健康保険財政安定化連携会議」において検討

【事業拡大による財政影響】

- ・ 共同安定化事業の拡大により、事業規模は約3倍に拡大(約1,100億円⇒約3,300億円)
- ・ 各保険者の拠出金額と交付金額についても、現行に比べ、拠出超過額と交付超過額が拡大する傾向
⇒ 各保険者の財政影響を縮小することが必要

【財政影響に対する激変緩和策】・・・区市町村との検討内容

(1) 拠出金の拠出方法に所得割を導入

- ・ 共同安定化事業の各保険者の拠出金額は、各保険者の医療費実績と被保険者数(50:50)により算出することが原則
- ・ この拠出金の算出方法に被保険者の所得を加味することで、各保険者の拠出超過額と交付超過額の差を縮小する。
※ 都道府県が策定する広域化等支援方針に定めることで、所得割の導入が可能

(2) 都特別調整交付金の補填による激変緩和措置

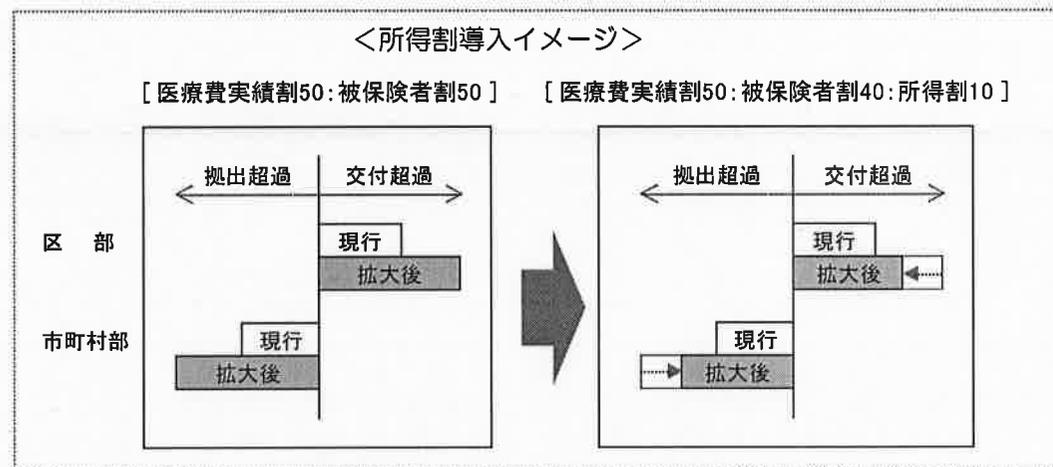
- ・ 都道府県調整交付金ガイドラインを踏まえ、拠出超過額と交付金額の1%相当額との差額分を補填
- ・ それでもなお前年度と比較した被保険者一人当たりの財政影響額が一定額(3,000円)を超える額を追加補填

(3) 定率交付の確保

- ・ 激変緩和のための補填は、平成24年度に拡大した都調整交付金2%の範囲で行う。
- ・ 2%の残は定率分の普通調整交付金として交付する。

(4) その他

上記の措置は、共同安定化事業拡大後の状況を踏まえ、必要に応じ見直すこととし、国の制度改正の動向等を踏まえ、当面、平成28年度までの対応とする。



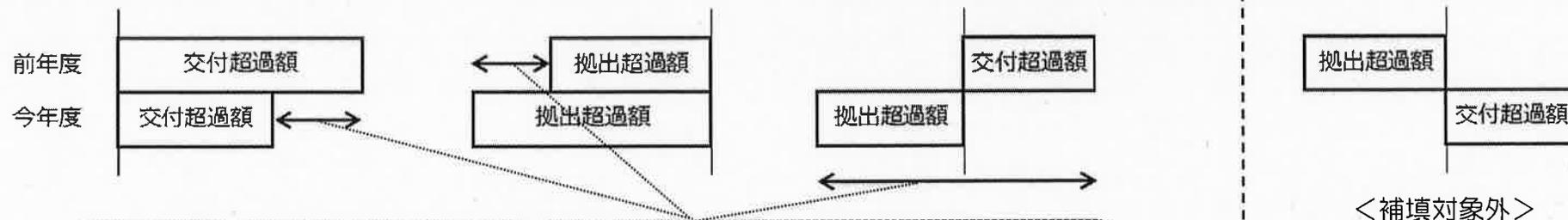
11 激変緩和措置の概要

(1) 保険財政共同安定化事業の拠出超過額（拠出金－交付金）が、交付金の1%を超える場合には、当該超過額を都特別調整交付金により補填



(2) (1)の補填を行ってもなお、前年度の拠出又は交付超過額と当該年度の拠出又は交付超過額とを比較し、被保険者一人当たりの影響額が一定額（3,000円）を超える場合に、その超える額を都特別調整交付金により補填

<補填する場合のイメージ>



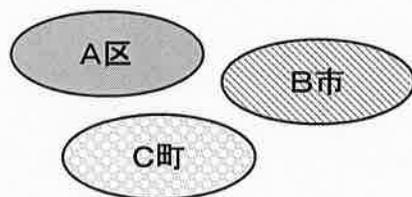
被保険者一人当たりの影響額が3,000円を超える場合に、超える額を補填

12 制度改革後の都道府県調整交付金について

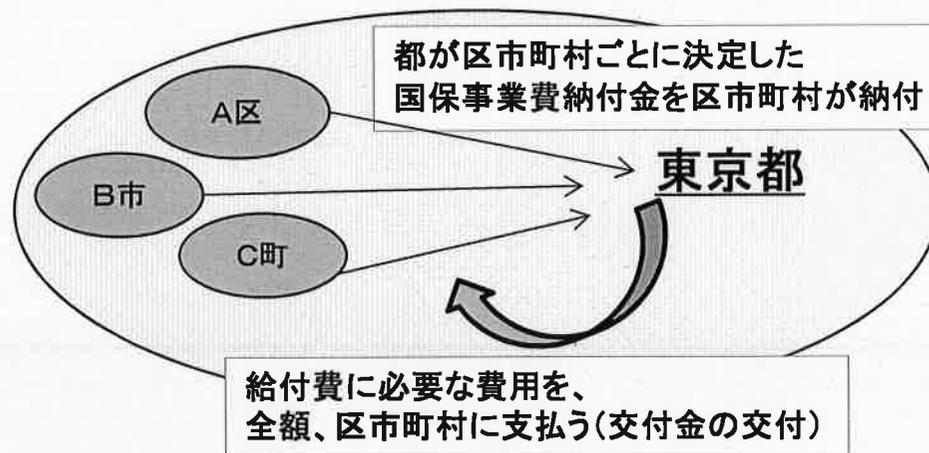
持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律
(平成27年5月27日成立)

○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

【現行】 区市町村が個別に運営



【改革後】 東京都が財政運営責任を担うなど中心的役割



・都道府県調整交付金

区市町村に交付している都道府県調整交付金は、平成30年度以降は都道府県繰入金（医療給付費等の9%分）となり、都道府県の一般会計から国保特別会計へ繰り入れる。

・保険財政共同安定化事業

平成30年度以降は、国保事業費納付金制度により区市町村間の医療費水準や所得水準の差異の調整を図るため、保険財政共同安定化事業は平成29年度で終了となる。

13 平成29年度東京都調整交付金配分割合に関する区市町村との検討状況

【検討状況】

- 平成28年度、区市町村代表者と都等で構成する「東京都国民健康保険連携会議」において提案し、提案内容のとおり了承を得る。

【提案内容】

- 平成27年度においては、激変緩和措置により、保険財政共同安定化事業拡大による財政影響は相当程度抑えられている。
- 平成29年度における都調整交付金及び保険財政共同安定化事業について、平成30年度からの制度改革を踏まえ、平成27・28年度における激変緩和措置を継続することとし、都調整交付金の配分割合についても、現行の経過措置を1年間延長する。

平成28年度までの経過措置（都条例附則）

配分方法	普通調整交付金		特別調整交付金		
	定率分	財政力格差調整分	激変緩和		事業健全化支援、特別な事情への交付
			定率へ流用	激変緩和の補填	
配分割合	6%	0.3%	2%		0.7%

【報告状況】

- 上記経過について、区市町村の関係会議において報告

14 今回の東京都調整交付金配分割合の論点

- 都調整交付金の平成28年度までの配分割合は、平成26年度の国民健康保険委員会の答申を踏まえ、下表のとおりとなっている。

現 行					
都条例本則		平成28年度までの経過措置（都条例附則）			
普通調整交付金		普通調整交付金		特別調整交付金	
定率分 及び 財政力格差調整分	特別調整交付金	定率分	財政力格差調整分	激変緩和 定率へ 流 用	事業健全化 支援、特別 な事情への 交付
6%	事業健全化支援、特別な事情への交付	6%	0.3%	2%	0.7%

論 点

- 平成29年度の都調整交付金の配分割合について、平成30年度の制度改革までの間、これまでと同様、経過措置を設ける必要があるか。